○財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第九号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・通商産業省・農林水産省令第一号）第七条の四第一号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年九月六日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
環境大臣　細野　豪志

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第四百九十九号

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）第一条第一項第一号及び第五条第一項第一号イの規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一の二の⑵のエを次のように改める。

エ　加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（カに規定するもの及びオに規定する部分を除く。）

㋐　この試験操作における給水用具とは、次の要件を満たす給水用具に設置されているものをいう。

①　当該加圧装置を内蔵するものであること。

②　減圧弁が設置されているものであること。

③　②の減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。

④　当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具について②の減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。

㋑　供試用具の種類に応じ、アからウまでに掲げる操作に準じて試験操作を行う。この場合において、アの㋑、イの㋑及びウの㋑中「1.75MPa」とあるのは、「加圧装置の最大吐出圧力」と読み替えるものとする。

第一の二の⑵のオ中「一缶二水路型貯湯湯沸器の浴槽内の水等の加熱用の水路（熱交換器内のものに限る。）の部分」を「熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路」に改め、同⑵のオ中㋑を㋒とし、㋐を㋑とし、㋑の前に次のように加える。

㋐　この試験操作における給水用具とは、次の要件を満たすものをいう。

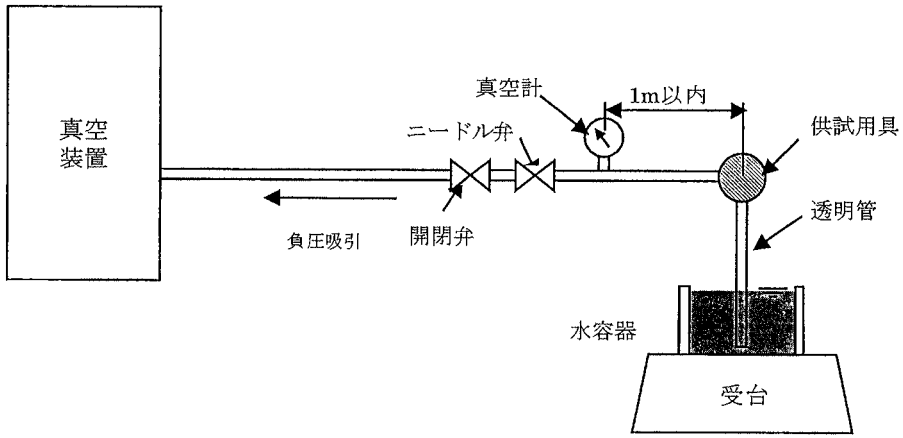
①　当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。

②　当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。

第一の二の⑵のカ中「Oリング等」を「パッキン」に改める。

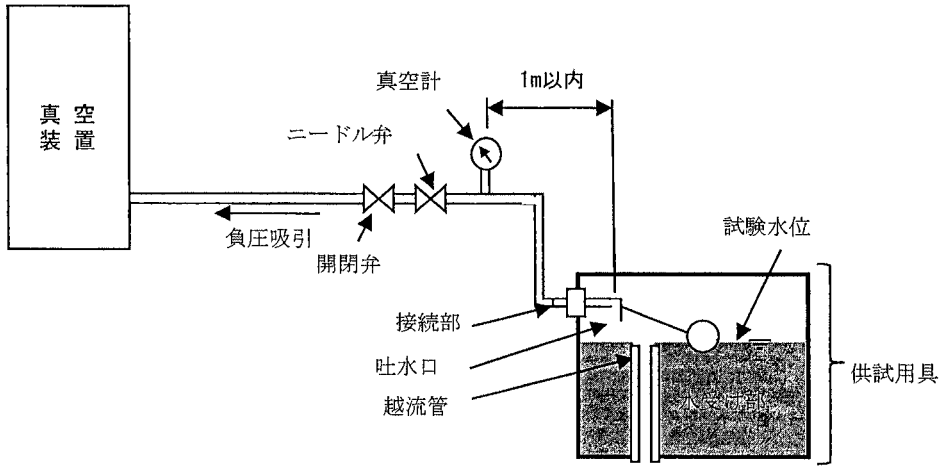
第五の一の⑴中図1を次のように改める。

図1　負圧破壊に関する試験装置例



第五の一の⑹中「又は減圧式逆流防止器の試験」を「の試験」に改め、「バキュームブレーカ又は減圧式逆流防止器の空気吸入シート面」を「バキュームブレーカの下端又は逆流防止機能が働く位置」に改め、同一の⑻中図2を次のように改める。

図2　吐水口一体型給水用具に係る負圧破壊に関する試験装置例



第五の一中⑻を⑼とし、同一の⑺中「当該負圧破壊装置の空気吸入シート面」を「吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうち、いずれか低い点（バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあっては、当該バキュームブレーカの逆流防止機能が働く位置）」に改め、同一中⑺を⑻とし、⑹の次に次のように加える。

⑺　減圧式逆流防止器の試験においては、当該減圧式逆流防止器の逃し弁の排水口の下端から水面までの垂直距離が150㎜となるように供試器具を取り付ける。

第五の二の⑵のイ中「全開にし」を「全開にした場合と全閉にした場合の両方で」に改める。